

總理府

甲 第四二二號

案 起	昭和十五年九月十四日
決 定	昭和十五年九月十八日
行 施	昭和十五年九月十八日

了 内閣官房長官

特別調達片監督官事務所の管轄区域の変更の認可について

東京特別調達局所管の大島を横浜特別調達局横浜須賀監督官事務所の所管に及び横浜特別調達局直轄の座間地区を新設の横浜特別調達局座間監督官事務所の管轄とするため、特別調達片設置法附則第八項の規定に基く特別調達局の連絡事務所の名称等を定める總理府令（昭和二十四年總理府令第十四号）

めくれず

第三條の規定により、別紙のとおり特別調達庁長官から上申があつたが、認可すべきを認められるので、左案のとおり認可することとした。

認可書案

特別調達庁長官

昭和二十五年九月十二日附特調乙発第七〇八号をもって申請の特別調達庁監督官事務所の管轄区域の変更については、これを認可する。

昭和二十五年九月十八日

内閣総理大臣

特調乙発才708号(080)

昭和25年9月12日

内閣総理大臣 殿

特別調達庁長 官



特別調達庁監督官事務所ノ管轄区域ノ変更ニツイテ(申請)

特別調達庁監督官事務所ノ管轄区域ノ一部ヲ下記ノ理由ニヨリ別紙(1)ノ通り変更致シタイノデ申請スルカラ、ゴ認可願イタイ。

1. 東京特別調達局所管ノ大島ヲ横浜局横須賀監督官事務所ニ所管変更スルコトノ理由

大島ノ軍施設ハ横須賀所在ノ海軍部隊ノ所管デアリ、又大島ハ横須賀ニ近ク事務連絡モ便利デアルコトニツイテハ別紙2ノ通り軍側ノ要望デアル。

2. 横浜調達局直轄ノ麻間地区ヲ麻間監督官事務所ノ管轄トスルコトノ理由

昭和25年総理府令才36号ニヨフテ麻間監督官

裏面白紙

事務所ガ新設サレタノデ、座間地区ハ座間監督官事務所ノ管轄区域トスル。

ナオ、上記ノコトハ8車ノ承認済デアル。

以 上

別 紙 (1)

名 称	位 置	管 轄 区 域
横浜特別調達局 横須賀監督官事務所	横須賀市	横須賀市所在軍受領官所轄 ノ横須賀地区

ヲ

名 称	位 置	管 轄 区 域
横浜特別調達局 横須賀監督官事務所	横須賀市	横須賀市所在軍受領官所轄ノ 横須賀地区及ビ大島
横浜特別調達局 座間監督官事務所	神奈川県高座郡 相模原町	座間町及ビ相模原町所在軍受 領官所轄ノ座間地区

ニ改メル。

裏
面
白
紙

前記 (2)

From : Ass't Public Works Officer U.S. Navy

To : Yokohama S.P.B.

It is desired that the treatment of 1950's maintenance
P.D. for Oshima Island be transfered here after from Tokyo
S.P.B. to Yokosuka S.P.B. J.S.S.

W.A. Walls
Lt. Wjg CEC USN

178

裏
面
白
紙